

令和6年4月23日

関係所属長 殿

長野県警察本部長

万引き防止に向けた総合的な対策の強化について（通達）

「日本一安全・安心な長野県」の実現に向け、地域住民、事業者、関係機関・団体、自治体等と協働しながら、社会全体で安全・安心なまちづくりに取り組んだ結果、県下の刑法犯認知件数は令和3年に戦後最少である5,959件まで減少したが、令和4年以降は増加傾向にある。

また、過去5年間の県下の刑法犯認知件数は、万引きが全体の約2割を占め、依然として高水準の状態であるほか、検挙被疑者も少年から高齢者まで各層に広がり、換金や転売を目的として大量又は高額の商品を窃取する悪質な犯行も発生しているという情勢を踏まえ、引き続き万引きを防止するための総合的な対策を強化するもの。

記

1 万引きをさせない社会づくりの推進

(1) 店舗における防犯対策の高度化

万引きをさせない環境を構築し、その被害を防止するため、被害対象となり得る店舗に対し、従業員によるあいさつ・声掛けの励行、商品の陳列場所又は陳列方法の改善、店内の死角やセルフレジ等における防犯カメラの増強、ICタグや警報装置等の万引き防止機器の導入、多言語による万引きを防止するための注意喚起又は警告文の掲示、客に不審な行動がある場合の組織的対応等、防犯対策の高度化に資する必要な助言及び指導を行うこと。

(2) 万引きを許さない社会気運の醸成

万引きをめぐる深刻な状況の背景要因としては、「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮があるところ、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生を誘発するおそれもある。

万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない社会気運を醸成するため、業界団体や関係機関と連携を図り、万引き防止対策会議等の開催、万引き防止キャンペーンの広報啓発活動、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の各種広報媒体を活用した情報発信活動等を強力に推進すること。

(3) 規範意識の向上を図る取組の推進

「たかが万引き」という意識を払拭し、規範意識の向上を図るため、少年に対しては非行防止教室等、成人・高齢者に対しては地域における各種会合等の機会を活用し万引きの発生実態等に関する情報を発信するなどして、「万引きは犯罪である」ことを周知徹底させること。

また、規範意識が醸成されるためには、社会集団への帰属意識や連帯感も重要な要素であることから、規範意識の向上を図る取組を推進するに当たっては、少年の居場所づくりや高齢者の孤立支援等を行う行政機関、ボランティア団体等とも連携を図ること。

(4) 情報共有の推進

万引きの被害対象となり得る店舗の防犯意識向上を図り、積極的な自主防犯対策を促すためには、業種や業態に応じたきめ細やかな防犯情報の発信等が重要であることから、業種や業態ごとの防犯ネットワークの整備を積極的に働き掛けるなど、時宜を得た発生報告と情報提供に努めること。

2 万引きに対する適切な事件処理の推進

(1) 店舗等への届出の徹底に関する要請

「万引きは犯罪である」ことの周知徹底を図るとともに、適切な取締りを行うため被害対象となり得る店舗や業界団体に対し、万引きを認知した場合における警察への届出の徹底を要請すること。

特に、少年による万引きについては、警察に届け出て、少年法（昭和23年法律第168号）等の規定により対処することが、少年の健全育成の観点からも重要であることについて理解を得るように努めること。

(2) 万引きに対する迅速かつ的確な対応

万引きを認知した場合には、迅速かつ的確な事件処理に努めるとともに、検挙された被疑者が犯行を二度と繰り返さないよう、被疑者やその保護者等に対して、必要に応じて適切な措置を講じること。

ア 認知症高齢者及び精神障害により窃盗を繰り返してしまう、いわゆる窃盗症の疑いがある者等を取り扱った場合には、再犯防止の観点から、家族等に対して医療機関への受診を勧めるなど、適切な指導、助言を行い、再発防止に努めること。

イ 少年による万引きで、届出がされない場合であっても、少年の更生を図る観点から、少年法第3条第1項第3号に規定する「ぐ犯少年」と認められる者については必要な調査を行った上で、適切に対処すること。

(3) 被害者の時間的負担等の軽減

万引きの被害者が届出をためらう要因として、届出により従業員が長時間業務を離れざるを得なくなるといった事情があることから、被害者の時間的負担等の軽減に配慮すること。

3 報告

(略)

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）